

農地法第 3 条許可

—農地を耕作するための売買や貸借を行うとき—

毎月原則 20 日×

添付書類	摘要	提出部数
①【宇治市内在住者が宇治市内の農地を取得する場合】		各 1 部
付近見取図		
公図		
土地の登記事項証明書	全部事項証明書に限る	
印鑑証明書		
住民票謄本、戸籍の附票等	必要な場合のみ	
営農計画書		
委任状	代理人が申請する場合	
②【市外在住者が宇治市内の農地を取得する場合】は①と併せて次の添付書類も必要		
耕作状況証明書		
農機具保有証明書	必要な場合のみ	

※申請内容によっては不要な書類もありますので、最後までよくお読み下さい。

●付近見取図について

土地の位置及び付近の状況を示す図面で、住宅地図の写しやインターネット上の地図。

●公図について

発行から概ね 3 ヶ月以内の物で、写しでの提出でも可能。

●土地の登記事項証明書、印鑑証明書について

発行から概ね 3 ヶ月以内の物で、写しでの提出でも可能。ただし、その場合は窓口で原本確認しますので、原本を持参して下さい。

印鑑証明書は譲渡人（貸人）及び譲受人（借人）の物。また、共有者がいれば全員の物が必要。

●住民票謄本、戸籍の附票等について

登記事項証明書に記載されている住所と、印鑑証明書の住所が異なる場合、いずれかの書類を添付して下さい。同一人物か確認する為、住所が繋がっていることが必要。

発行から概ね 3 ヶ月以内の物で、写しでの提出でも可能。ただし、その場合は窓口で原本確認しますので、原本を持参して下さい。

●**営農計画書について**

今後概ね3年間に予定している営農計画について記載。用紙は事務局にあります。

●**耕作状況証明書について**

お住まいの市町村の農業委員会が発行する物。

●**農機具保有証明書について**

納税証明、販売証明書、車検証（写）等といった、保有状況が分かる書類。ただし、耕作状況証明書に保有台数の記載があれば添付不要です。

●**委任状について**

代理人の住所・氏名、申請の要旨、連絡先、委任する者の住所・氏名を明記の上、押印のこと。

【その他】

●申請書類の押印は、全て実印が必要です。

●申請書の日付は提出時に記入して下さい。

●必要に応じて、記載した以外の添付書類を求める場合があります。その為、計画段階での事前の相談をお願いします。

●申請に関する詳細については、宇治市農業委員会事務局までお問い合わせ下さい。